

平成18年 6 月 8 日

株 主 各 位

神戸市中央区港島中町 7 丁目 1 番 1

株式会社 アシックス

代表取締役社長 和 田 清 美

第52回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第52回定時株主総会を下記により開催いたしますから、ご出席くださいますよう
ご通知申し上げます。 敬 具

おって、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、
後記の参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、
ご押印のうえ、株主総会の会日の前日（平成18年 6 月22日）までに到着するように折り返し
ご送付くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 日 時 平成18年 6 月23日（金曜日）午前10時

2. 場 所 神戸市中央区港島中町 7 丁目 1 番 1

当社 1 階会議室

3. 会議の目的事項

- 報 告 事 項
1. 第52期（平成17年 4 月 1 日から平成18年 3 月31日まで）連結貸借対照表
および連結損益計算書ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書
類監査結果報告の件
 2. 第52期（平成17年 4 月 1 日から平成18年 3 月31日まで）営業報告書、貸
借対照表および損益計算書報告の件

決 議 事 項

第 1 号議案 第52期利益処分案承認の件

第 2 号議案 定款一部変更の件

議案の要領は、後記の「議決権の行使についての参考書類」の30頁から38
頁に記載のとおりであります。

第 3 号議案 取締役10名選任の件

第 4 号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

第 5 号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

第 6 号議案 取締役および監査役の報酬額改定の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら会場受付に同封の議決権行使書用紙をご提出ください。

営業報告書 (平成17年4月1日から 平成18年3月31日まで)

1. 営業の概況

(1) 企業集団の営業の経過および成果

概況

当連結会計年度における日本経済は、企業収益の改善を受け設備投資が増加を続け、個人消費も緩やかに増加するなど、着実な回復基調で推移いたしました。世界経済は、原油価格の高騰、中国人民元の切り上げ、米国における超大型ハリケーン等の影響はありましたが、全体としては堅調に推移いたしました。

スポーツ用品業界につきましては、トリノ冬季オリンピックの開催や健康志向によるスポーツへの関心の高まりが見られ、概ね堅調に推移いたしました。

このような情勢のもと、当社グループは、シューズを中心としたランニング事業の拡大を目指し、ニューヨークシティマラソンのスポンサーとして大会役員等にシューズ、ウェアを提供するなど、「アシックス」ブランドのイメージの向上を図るとともに、「オニツカタイガー」ブランドの直営店を国内外にオープンするなど、グローバル市場での事業展開を行いました。国内においては、「裸足」のような感覚で歩くことができる「ハダシウォーカー」の品揃えの拡充、ウォーキングイベントの開催、デューク更家氏を起用した販売促進活動などにより、フィットネスウォーキングシューズのイメージの向上を図りました。

また、子供特有の足の動きや骨格などの研究に基づく子供用シューズの商品アイテムの拡充と店頭などでの販売促進活動を行い、売上の拡充を図りました。

トリノ冬季オリンピックでは、当社の子会社であるアシックスイタリアS.p.A.がオフィシャルスポンサーとなり、当社グループのイメージの高揚およびブランドの浸透に努めました。

当連結会計年度における連結売上高は、1,710億3千6百万円と前年同期間比16.6%の増収でした。このうち国内は、スポーツウェア類は低調でしたがフィットネスウォーキングシューズ、スポーツスタイルシューズが好調でしたので789億5千8百万円と前年同期間比2.0%の増収、海外は欧米を中心にランニングシューズおよびスポーツスタイルシューズが引き続き好調に推移しましたので920億7千8百万円と前年同期間比32.9%の増収となりました。損益につきましては、主として売上高の増加と売上原価率の改善により、営業利益は164億4千4百万円と前年同期間比66.2%の増益、経常利益は173億3千5百万円と前年同期間比58.1%の増益、当期純利益は138億6百万円と前年同期間比97.1%の増益となりました。

なお、個別売上高は、719億4百万円と前年同期間比1.8%の増収でした。このうち国内は646億3千6百万円と前年同期間比1.1%の減収、海外は72億6千7百万円と前年同期間比38.3%の増収でした。損益につきましては、営業利益は39億3千4百万円と前年同期間比26.8%の増益、経常利益は50億4千8百万円と前年同期間比25.7%の増益、当期純利益は53億4千3百万円と前年同期間比86.6%の増益となりました。

製品および商品分類別の状況

〔スポーツシューズ類〕

ランニングシューズ、フィットネスウォーキングシューズ、「オニツカタイガー」などのスポーツスタイルシューズが、とくに海外で好調に推移したため、売上高は1,127億4千2百万円（前年同期間比26.4%増）となりました。

〔スポーツウエア類〕

国内でトレーニングウエアおよびアウトドアウエアが低調であったため、売上高は411億9千9百万円（前年同期間比0.7%減）となりました。

〔スポーツ用具類〕

国内での商品アイテム拡充などにより、売上高は170億9千5百万円（前年同期間比6.7%増）となりました。

所在地別セグメントの状況

〔日本〕

日本におきましては、フィットネスウォーキングシューズが好調に推移したことなどにより、売上高は862億8千7百万円（前年同期間比4.3%増）となりました。

〔米国〕

米国におきましては、主としてランニングシューズが好調であったため、売上高は321億8千万円（前年同期間比37.0%増）となりました。

〔欧州〕

欧州におきましては、ランニングシューズや「オニツカタイガー」などのスポーツスタイルシューズが好調に推移したことにより、売上高は515億1千3百万円（前年同期間比30.3%増）となりました。

〔その他の地域〕

その他の地域におきましては、主としてオーストラリアで、ランニングシューズが好調に推移したことにより、売上高は66億3千3百万円（前年同期間比14.0%増）となりました。

分類別売上高

分 類		売 上 高	増 減 率	構 成 比
スポーツシューズ類	国 内	32,328 百万円	4.5 %	18.9 %
	海 外	80,414	38.1	47.0
	計	112,742	26.4	65.9
スポーツウエア類	国 内	31,350	1.4	18.3
	海 外	9,849	1.6	5.8
	計	41,199	0.7	24.1
ス ポ ー ツ 用 具 類	国 内	15,280	4.2	9.0
	海 外	1,815	33.4	1.0
	計	17,095	6.7	10.0
合 計	国 内	78,958	2.0	46.2
	海 外	92,078	32.9	53.8
	計	171,036	16.6	100

- (注) 1. 構成比は、合計比率を100%に合わせるため小数点第1位を調整して記載しているもの（印）があります。
2. 前連結会計年度まで「スポーツ用具類」に含めて表示していた一部商品を、当連結会計年度より「スポーツウエア類」に含めて表示することに変更いたしました。これに伴い、増減率は、前連結会計年度の売上高を組み替えて算出しております。

所在地別セグメント売上高

	日 本 (百万円)	米 国 (百万円)	欧 州 (百万円)	その他の 地域 (百万円)	計 (百万円)	消去又は は全社 (百万円)	連 結 (百万円)
外部顧客に対する 売 上 高	81,427	32,169	51,502	5,936	171,036	—	171,036
セグメント間の内部 売上高または振替高	4,860	10	10	696	5,578	(5,578)	—
計	86,287	32,180	51,513	6,633	176,614	(5,578)	171,036
増 減 率	4.3%	37.0%	30.3%	14.0%	—	—	16.6%

- (注) 国または地域の区分の方法および各区分に属する国または地域
 国または地域の区分の方法.....地理的近接度によっております。
 各区分に属する国または地域.....欧州：オランダ、イタリア、ドイツ、イギリス、フランス等
 その他の地域：オーストラリア、中国

資金調達の状況

当連結会計年度における資金調達の状況については、とくに記載すべき事項はありません。

設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は、29億7千5百万円（前年同期間比45.7%増）でした。このうち主なものは、当社グループ全体での経営効率の向上を図るための基幹システムの再構築費用、大阪支社の移転予定地の取得代金、スポーツシューズ等の金型の購入代金等であります。

(2) 企業集団および当社の営業成績および財産の状況の推移

企業集団の営業成績および財産の状況の推移

区 分	第49期 (平成14年4月1日～ 平成15年3月31日)	第50期 (平成15年4月1日～ 平成16年3月31日)	第51期 (平成16年4月1日～ 平成17年3月31日)	第52期 (当連結会計年度) (平成17年4月1日～ 平成18年3月31日)
売 上 高 (百万円)	135,639	140,497	146,678	171,036
営 業 利 益 (百万円)	5,387	7,409	9,895	16,444
経 常 利 益 (百万円)	6,099	7,821	10,963	17,335
当 期 純 利 益 (百万円)	5,169	4,622	7,006	13,806
1株当たりの当期純利益	24 ^円 09 ^銭	21 ^円 80 ^銭	34 ^円 39 ^銭	69 ^円 02 ^銭
総 資 産 (百万円)	113,062	118,338	122,587	140,614
純 資 産 (百万円)	49,918	54,439	58,450	74,899
1株当たりの純資産	233 ^円 50 ^銭	261 ^円 82 ^銭	293 ^円 17 ^銭	375 ^円 79 ^銭

(注) 1. 1株当たりの当期純利益は期中平均発行済株式総数により、また、1株当たりの純資産は期末現在の発行済株式総数によりそれぞれ算出しております。なお、1株当たりの当期純利益および1株当たりの純資産は自己株式控除後の株式数をもとに算出しております。

2. 第51期から、1株当たりの当期純利益および1株当たりの純資産については、銭未満を四捨五入して表示しております。

第49期は、米国、欧州を中心に海外が好調で売上高は増収となりました。損益につきましては、売上高の増加と売上原価率の改善により営業利益は増益、営業外収支の改善などにより経常利益、当期純利益とも増益となりました。

第50期は、欧州を中心に海外が好調で売上高は増収となりました。損益につきましては、売上高の増加と売上原価率の改善により営業利益、経常利益とも増益となりましたが、貸倒引当金繰入額等の特別損失の計上により、当期純利益は減益となりました。

第51期は、海外売上高の増加により売上高が増収となり、営業利益、経常利益、当期純利益ともに増益となりました。

第52期の状況につきましては、前記「(1)企業集団の営業の経過および成果」に記載のとおりであります。

当社の営業成績および財産の状況の推移

区 分	第49期 (平成14年4月1日～ 平成15年3月31日)	第50期 (平成15年4月1日～ 平成16年3月31日)	第51期 (平成16年4月1日～ 平成17年3月31日)	第52期 (当期) (平成17年4月1日～ 平成18年3月31日)
売 上 高 (百万円)	70,956	71,663	70,608	71,904
営 業 利 益 (百万円)	1,698	1,592	3,103	3,934
経 常 利 益 (百万円)	1,890	2,022	4,015	5,048
当 期 純 利 益 (百万円)	1,673	1,519	2,863	5,343
1株当たりの当期純利益	7 ^円 82 ^銭	7 ^円 17 ^銭	14 ^円 06 ^銭	26 ^円 57 ^銭
総 資 産 (百万円)	79,934	86,709	90,476	91,727
純 資 産 (百万円)	46,406	48,061	47,665	54,353
1株当たりの純資産	217 ^円 07 ^銭	231 ^円 20 ^銭	239 ^円 09 ^銭	272 ^円 67 ^銭

(注) 注記事項は、「企業集団の営業成績および財産の状況の推移」と同様であります。

第49期は、売上高の増加と販売費及び一般管理費の削減に努めましたので、営業利益、経常利益、当期純利益とも増益となりました。

第50期は、販売費及び一般管理費の増加により、営業利益は減益となりましたが、経常利益は、受取配当金の増加などにより増益となりました。当期純利益は、国内販売子会社等に対する貸倒引当金繰入額などの特別損失を計上しましたので、減益となりました。

第51期は、海外売上高は増加しましたが、国内におけるウインター用具事業の終了などにより、売上高は減収となりました。損益につきましては販売費及び一般管理費の減少などにより、営業利益、経常利益、当期純利益とも増益となりました。

第52期の状況につきましては、前記「(1)企業集団の営業の経過および成果」に記載のとおりであります。

(3) 企業集団が対処すべき課題

スポーツ用品業界は、海外におきましては、底堅く推移すると予想されます。また、国内におきましては、個人消費の緩やかな回復やスポーツへの関心の高まりにより、概ね堅調に推移すると予想されます。

当社グループといたしましては、「スポーツ」、「スポーツスタイル」、「健康・快適」を事業領域として、「アシックス」と「オニツカタイガー」を基幹ブランドと位置づけ、グローバル市場での事業拡大に努めてまいります。

スポーツ事業においては、引き続きランニングシューズを中心とした事業の拡充・強化を目指すとともに、企画・開発・マーケティング機能を大幅に見直し、アパレル事業のグローバルレベルでの拡大を図ります。

スポーツスタイル事業においては、顧客志向の変化に対応できる企画・開発体制を確立し、「アシックス」・「オニツカタイガー」ブランドによる事業拡大を図ります。

健康快適事業においては、店頭での販売促進活動の強化、直営店の出店強化を図り、ウォーキングシューズ、子供用シューズの事業拡大を図ります。

販売面においては、顧客視点に基づく営業活動を行うため、直営店やインショップを積極的に展開するとともに、中国本土、台湾地域を含めた中華圏での販売拡大を図ります。

これらにより、当社グループは、スポーツ・健康・快適ライフを創造する世界ナンバーワン企業を目標とし、平成22年度までに連結売上高3,000億円を目指します。

さらに、販売効率の向上と在庫の削減を目指し再構築した経営情報システムを稼働させ、引き続きグループ全体での業務改革を推進してまいります。

株主のみなさまにおかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2. 会社の概況（以下の説明は、とくに記載がない限り平成18年3月31日現在の状況であります。）

(1) 企業集団の主要な事業内容

下記の各種スポーツ用品等の製造および販売

スポーツシューズ類：ランニングシューズ、陸上競技・マラソン・サッカー・バレーボール・バスケットボール・ベースボール・テニス等の各種競技用シューズ、ウォーキングシューズ、スクールスポーツシューズ、スポーツスタイルシューズ、ジュニアシューズ、キッズシューズ等

スポーツウエア類：トレーニングウエア、アスレチックウエア、スクールスポーツウエア、ベースボールウエア、スイムウエア、スポーツスタイルウエア、アウトドアウエア、スキーウエア、スノーボードウエア等

スポーツ用具類：ベースボール・グラウンドゴルフ・パークゴルフ等の各種用具、スポーツバッグ、スポーツネット、テーピング、サポーター、栄養補助食品、陸上競技用機器等

(2) 企業集団の主要な営業所および工場

当社の営業所

本店：神戸市中央区港島中町7丁目1番1

支社：東京（東京都墨田区）、大阪（大阪府吹田市）

（注）1. 支社はいずれも支店として登記しております。

2. 平成18年1月10日付で九州支社を廃止し、九州地区の販売業務をアシックス九州販売株式会社に移管いたしました。

営業所：北関東（埼玉県さいたま市）、広島（広島県広島市）、四国（香川県高松市）

（注）平成17年10月1日付で、四国オフィスを四国営業所といたしました。

研究所：アシックススポーツ工学研究所（兵庫県神戸市）

（注）平成17年7月1日付で、アシックスR&Dセンターをアシックススポーツ工学研究所に改称いたしました。

海外

駐在員事務所：広州（中国）、台湾

（注）平成17年12月16日付で、台湾支店を台湾駐在員事務所といたしました。

主要な子法人等の営業所および工場

アシックス北海道販売株式会社（北海道札幌市）

アシックス東北販売株式会社（宮城県仙台市）

アシックス九州販売株式会社（福岡県福岡市）

アシックススポーツ販売株式会社（東京都墨田区）

アシックス中部販売株式会社（愛知県名古屋市）

アシックスアメリカコーポレーション（米国）

アシックスヨーロッパB.V.（オランダ）

アシックスドイツシュラントGmbH（ドイツ）

アシックスフランスS.A.S（フランス）

アシックスイタリアS.p.A.（イタリア）

アシックスオセアニアPTY.LTD.（オーストラリア）

愛世克私（上海）商貿有限公司（中国）

台灣亞瑟士運動用品股份有限公司（台湾）

山陰アシックス工業株式会社（鳥取県境港市）

アシックスアパレル工業株式会社（宮崎県都城市）

江蘇愛世克私有限公司（中国）

(3) 株式の状況

会社が発行する株式の総数	790,000,000株
発行済株式の総数	199,962,991株
株 主 数	17,151人 (前期末比7,125人減)
1単元の株式の数	1,000株
単元未満株式のみを有する株主の数	4,060人

(4) 自己株式の取得、処分等および保有

取得株式	
普通株式	205,879株
取得価額の総額	183,810千円
処分株式	
該当事項はありません。	
決算期における保有株式	
普通株式	809,299株

(5) 企業集団の従業員の状況

企業集団の従業員数

	従業員数	前期末比増減
ス ポ ー ツ シ ュ ー ズ 類	1,442人 [419人]	95人増 [41人増]
ス ポ ー ツ ウ エ ア 類	1,574人 [311人]	31人増 [14人減]
ス ポ ー ツ 用 具 類	324人 [78人]	4人増 [13人増]
共 通 部 門	496人 [102人]	2人減 [3人増]
合 計	3,836人 [910人]	128人増 [43人増]

(注) 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は[]内に年間平均人員数を外数で記載しております。

当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,221人 [283人]	37人減 [12人減]	40.9歳	17.5年

(注) 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は[]内に年間平均人員数を外数で記載しております。

(6) 企業結合の状況

重要な子法人等およびその他の重要な企業結合の状況

重要な子法人等

	会 社 名	資 本 金	議決権比率	主 な 事 業 内 容
1	株 式 会 社 ニ シ ・ ス ポ ー ツ	24百万円	100 %	陸上競技用機器等の製造販売
2	アシックス北海道販売株式会社	99.8百万円	100	スポーツ用品等の販売（卸売）
3	アシックス東北販売株式会社	90百万円	100	スポーツ用品等の販売（卸売）
4	アシックス九州販売株式会社	90百万円	100	スポーツ用品等の販売（卸売）
5	アシックススポーツ販売株式会社	79百万円	100	スポーツ用品等の販売（卸売）
6	アシックス中部販売株式会社	60百万円	100	スポーツ用品等の販売（卸売）
7	アシックス歩人館株式会社	50百万円	100	ウォーキングシューズ等の販売（小売）
8	株式会社アシックススポーツピーニング	20百万円	100	スポーツ用品等の販売（小売）
9	アシックスアメリカコーポレーション	88,000千米ドル	100	スポーツ用品等の販売
10	アシックスヨーロッパB.V.	45,020千ユーロ	100	スポーツ用品等の販売および欧州の子法人等の統括
11	アシックスドイツラングGmbH	15,594千ユーロ	100	スポーツ用品等の販売
12	アシックスフランスS.A.S	6,006千ユーロ	100	スポーツ用品等の販売
13	アシックスUKリミテッド	28,201千英ポンド	100	スポーツ用品等の販売
14	アシックスオーストリアGmbH	500千ユーロ	100	スポーツ用品等の販売
15	アシックスイベリアS.L.	3千ユーロ	100	スポーツ用品等の販売
16	アシックスイタリアS.p.A.	5,200千ユーロ	51	スポーツ用品等の販売
17	アシックスオセアニアPTY.LTD.	2,000 ^{千オーストラリアドル}	100	スポーツ用品等の販売
18	愛世克私香港有限公司	70,000千香港ドル	100	スポーツ用品等の販売
19	愛世克私（上海）商贸有限公司	4,500千米ドル	100	スポーツ用品等の販売
20	台湾亞瑟士運動用品股份有限公司	100,000千台湾ドル	100	スポーツ用品等の販売
21	山陰アシックス工業株式会社	90百万円	100	スポーツシューズ等の製造
22	アシックスアパレル工業株式会社	94百万円	100	スポーツウェア等の製造
23	福井アシックス工業株式会社	90百万円	100	スポーツウェア等の製造
24	江蘇愛世克私有限公司	9,000千米ドル	82.1	スポーツウェア等の製造
25	株式会社アシックスユーピッククリエイション	50百万円	100	スポーツ用品等の企画製造
26	アシックスキャピタル株式会社	10百万円	100	当社および国内子法人等の買掛金等の決済
27	アシックス物流株式会社	300百万円	80	スポーツ用品等の商品管理および配送業務ならびに自動車運送取扱

(注) 印の議決権比率は、間接所有による議決権を含めて表示しております。

重要な関連会社

	会 社 名	資 本 金	議決権比率	主 な 事 業 内 容
	ア シ ッ ク ス 商 事 株 式 会 社	3,112百万円	% 38.1	シューズ製品の製造および販売 ならびに物資の販売および輸出入

(注) 議決権比率は、間接所有による議決権を含めて表示しております。

企業結合の経過および成果

企業結合の経過

1. 当期より、アシックス九州販売株式会社（ ）、アシックスオーストリアGmbH（ ）、アシックスイベリアS.L.、愛世克私香港有限公司、愛世克私（上海）商貿有限公司（ ）、台灣亞瑟士運動用品股份有限公司（ ）および株式会社アシックスユービッククリエーションを、重要な子法人等として新たに記載しております。
印は当期中に設立した子法人等であります。
2. 株式会社アシックスアルモスは解散し、清算終了いたしました。
3. 武生アシックス工業株式会社は、福井アシックス工業株式会社と合併して解散いたしました。
4. アシックス歩人館株式会社および株式会社アシックススポーツピーニングは、平成18年4月1日付で、アシックス歩人館株式会社を存続会社として合併し、商号を株式会社アシックススポーツピーニングに変更いたしました。株式会社アシックススポーツピーニングの合併後の資本金は60百万円、当社の議決権比率は100%であります。

企業結合の成果

当社の連結子法人等は27社、持分法適用会社は1社であります。

なお、当期の連結営業成績につきましては、前記「1. 営業の概況（1）企業集団の営業の経過および成果」（2頁）に記載のとおりであります。

主要な技術導入の状況

相 手 先	内 容
ロ ー リ ン グ ス 社 (米 国)	「ローリングス」ブランドのベースボールウエア、ベースボール用具等のライセンス契約

(7) 取締役および監査役

氏 名	会社における地位および担当または主な職業
鬼塚喜八郎	取締役会長
和田 清美	代表取締役社長
林 哲郎	代表取締役専務取締役・管理・研究部門担当
爲定 涼次	常務取締役・管理統括部長
岡田 充弘	常務取締役・フットウェア事業部長
清水裕一郎	常務取締役・国内営業・ベースボール部門担当
織田 信雄	取締役・スポーツアパレル事業部長
千原 芳雄	取締役・東日本販売部門担当兼東京支社長兼ナショナルチェーン営業統括部担当
池崎 俊郎	取締役・西日本販売部門担当兼大阪支社長
尾山 基	取締役・海外担当兼マーケティング統括部長兼マーケティング部長
森井 潔	常勤監査役
岩崎 隆	常勤監査役
米田 准三	監査役
高橋 靖夫	監査役・弁護士

- (注) 1. 岩崎隆、米田准三、高橋靖夫の3氏は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役であります。
2. 平成18年4月1日付で、取締役の会社における担当が次のとおり変更されました。

氏 名	会 社 に お け る 担 当
清水裕一郎	国内営業・ベースボール部門・お客様相談室担当

(8) 取締役および監査役に支払った報酬等の額

取締役	10名	156百万円
監査役	4名	38百万円

(注) 上記のほか、使用人兼務取締役の使用人部分給与および賞与48百万円を支払っております。

(9) 大株主

株 主 名	当社への出資の状況		当社の当該大株主への出資の状況	
	持 株 数	出資比率	持 株 数	出資比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	18,479 千株	9.2 %	— 千株	— %
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	11,096	5.5	—	—
株式会社 三 菱 東 京 Ｕ Ｆ Ｊ 銀 行	7,858	3.9	—	—
ゴールドマン・サックス・インターナショナル	7,265	3.6	—	—
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー	6,876	3.4	—	—
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	6,310	3.2	—	—
株式会社 三 井 住 友 銀 行	5,607	2.8	—	—
株式会社 みずほコーポレート銀行	5,558	2.8	—	—
ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン エス エル オムニバス アカウント	4,597	2.3	—	—
アシックスグループ従業員持株会	4,082	2.0	—	—

- (注) 1. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社の当社への出資の状況の持株数には、投資信託・年金信託設定分が16,008千株含まれております。
2. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社の当社への出資の状況の持株数には、投資信託・年金信託設定分が9,155千株含まれております。
3. 当社は、株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の持株会社である株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループの普通株式1,019株（当社の出資比率0.0%）を保有しております。
4. 当社は、株式会社三井住友銀行の持株会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループの普通株式874株（当社の出資比率0.0%）を保有しております。
5. 当社は、株式会社みずほコーポレート銀行の持株会社である株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式988株（当社の出資比率0.0%）を保有しております。

(10) 主要な借入先

借 入 先	借入金残高	借入先が有する当社の株式	
		持 株 数	出資比率
株式会社 三 井 住 友 銀 行	1,640 百万円	5,607 千株	2.8 %
株式会社 三 菱 東 京 Ｕ Ｆ Ｊ 銀 行	1,075	7,858	3.9
株式会社 みずほコーポレート銀行	975	5,558	2.8
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	784	6,310	3.2
株式会社 み な と 銀 行	558	2,108	1.1
株式会社 山 口 銀 行	470	1,321	0.7

(11) 会計監査人に支払うべき報酬等の額

当社および当社の子法人等が支払うべき報酬等の合計額	30百万円
上記の合計額のうち、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務の対価として当社および当社の子法人等が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	29百万円
上記の合計額のうち、当社が会計監査人に支払うべき会計監査人としての報酬等の額	29百万円

- (注) 当社と当社の会計監査人との間の監査契約において株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、の金額には証券取引法に基づく監査の報酬の額を含めております。

以上に記載の金額、株式数および数値の表示単位未満の端数は、とくに記載がない限り切り捨てて表示しております。なお、割合については、小数点第2位を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表 (平成18年3月31日現在)

(単位: 百万円)

科 目	金 額		科 目	金 額	
(資産の部)			(負債の部)		
流動資産			流動負債		
1. 現金及び預金		12,055	1. 支払手形及び買掛金		18,527
2. 受取手形及び売掛金		49,381	2. 短期借入金		12,955
3. 有価証券		1,169	3. 1年以内に償還の社債		2,000
4. たな卸資産		32,125	4. 未払法人税等		1,376
5. 繰延税金資産		2,581	5. 未払消費税等		218
6. その他の		4,491	6. 返品調整引当金		813
貸倒引当金		1,885	7. 賞与引当金		1,257
流動資産合計		99,918	8. その他		9,028
			流動負債合計		46,177
固定資産			固定負債		
1. 有形固定資産			1. 社債		3,200
(1) 建物及び構築物	22,914		2. 長期借入金		4,228
減価償却累計額	15,697	7,217	3. 繰延税金負債		703
(2) 機械装置及び運搬具	3,250		4. 退職給付引当金		6,619
減価償却累計額	2,646	603	5. 役員退職慰労引当金		561
(3) 工具、器具及び備品	8,227		6. その他		1,390
減価償却累計額	6,204	2,022	固定負債合計		16,702
(4) 土地		5,971	負債合計		62,880
有形固定資産合計		15,814	(少数株主持分)		
2. 無形固定資産		1,531	少数株主持分		2,835
3. 投資その他の資産			(資本の部)		
(1) 投資有価証券		16,737	資本金		23,972
(2) 長期貸付金		790	資本剰余金		17,182
(3) 繰延税金資産		469	利益剰余金		30,703
(4) その他の		6,501			
貸倒引当金		1,148	土地再評価差額金		747
投資その他の資産合計		23,350	その他有価証券評価差額金		4,272
固定資産合計		40,696	為替換算調整勘定		130
			自己株式		353
			資本合計		74,899
資産合計		140,614	負債、少数株主持分及び資本合計		140,614

添付書類(3)

連結損益計算書

(平成17年4月1日から
平成18年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		171,036
売 上 原 価		98,568
返品調整引当金戻入額		798
返品調整引当金繰入額		807
売 上 総 利 益		72,458
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		56,013
営 業 利 益		16,444
営 業 外 収 益		
1.受 取 利 息	321	
2.受 取 配 当 金	366	
3.持 分 法 に よ る 投 資 利 益	398	
4.そ の 他	886	1,971
営 業 外 費 用		
1.支 払 利 息	478	
2.為 替 差 損	124	
3.そ の 他	478	1,080
経 常 利 益		17,335
特 別 利 益		
1.固 定 資 産 売 却 益	117	
2.投 資 有 価 証 券 売 却 益	423	
3.貸 倒 引 当 金 戻 入 額	51	592
特 別 損 失		
1.固 定 資 産 売 却 損	12	
2.固 定 資 産 除 却 損	49	
3.役 員 退 職 慰 労 引 当 金 繰 入 額	499	561
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		17,366
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	4,623	
法 人 税 等 調 整 額	1,897	2,725
少 数 株 主 利 益		834
当 期 純 利 益		13,806

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子法人等の数 27社

主要な子法人等については、「営業報告書」の「2. 会社の概況 (6) 企業結合の状況 重要な子法人等およびその他の重要な企業結合の状況」に記載のとおりであります。

このうち、アシックス九州販売株式会社、アシックスオーストリアGmbH、愛世克私(上海)商贸有限公司および台湾亞瑟士運動用品股份有限公司については当連結会計年度において新たに設立したため、また、アシックスイベリアS.L. (旧商号アシックスリーダーS.L.)、愛世克私香港有限公司および株式会社アシックスユービッククリエイションについては重要性が増加したため、当連結会計年度から連結の範囲に加えております。

なお、前連結会計年度において連結子法人等でありました株式会社アシックスアルモスは、当連結会計年度に清算終了したため、上記連結子法人等の数には含んでおりませんが、清算終了までの損益計算書については連結しております。

また、武生アシックス工業株式会社については、平成17年4月1日付けで福井アシックス工業株式会社と合併したため、連結の範囲から除いております。

(2) 非連結子法人等の名称 アシックスタイガー・ド・ブラジル・リミターダ

連結の範囲から除いた理由

非連結子法人等は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)および利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子法人等の数 0社

(2) 持分法を適用した関連会社の数 1社

会社等の名称 アシックス商事株式会社

(3) 持分法を適用しない非連結子法人等および関連会社のうち主要な会社等の名称

ヒューラックスコーポレーション

持分法を適用しない理由

持分法非適用会社はそれぞれ当期純損益(持分に見合う額)および利益剰余金(持分に見合う額)等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

3. 連結子法人等の事業年度等に関する事項

連結子法人等のうち、在外連結子法人等(アシックスアメリカコーポレーション、アシックスヨーロッパB.V.、アシックスオセアニアPTY.LTD.他10社)の決算日は12月31日であり、国内連結子法人等はすべて3月31日で当社と同一であります。

また、在外連結子法人等につきましては連結子法人等の決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引につきましては、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(イ) 重要な資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法、ただし、債券については償却原価法

(2) デリバティブ

時価法

(3) たな卸資産

主として先入先出法による原価法

(ロ) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

当社および国内連結子法人等は定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法

在外連結子法人等は定額法

(2) 無形固定資産

定額法

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

(ハ) 重要な引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

当社および国内連結子法人等は、売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に債権の回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。在外連結子法人等は主として個別判定で計上することにしております。

(2) 返品調整引当金

製品および商品の返品による損失に備えるため、過去における返品実績を基準として計上しております。

なお、一部の連結子法人等は計上しておりません。

(3) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき当連結会計年度負担額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、会計基準変更時差異については、15年による按分額を費用処理しております。

過去勤務債務につきましては、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用の減額処理をしております。

また、数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金支給に備えるため、取締役退職慰労金支給規程および監査役退職慰労金支給基準に基づく要支給額を計上しております。

(ニ) 重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引につきましては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(ホ) 重要なヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を行っております。また、特例処理の要件を満たす金利スワップ取引等につきましては、特例処理を採用しております。

(ヘ) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

5. 連結子法人等の資産および負債の評価に関する事項

連結子法人等の資産および負債の評価方法は、全面時価評価法によっております。

6. 連結調整勘定の償却に関する事項

連結調整勘定の償却については、僅少な場合を除き、発生年度以降５年間で償却しております。

会計方針の変更

役員退職慰労引当金

役員退職慰労金は、従来支出時の費用として計上していましたが、当連結会計年度より規程および基準に基づく要支給額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更いたしました。

この変更は、当連結会計年度において、当社グループにおける役員退職慰労金にかかる支給規程および取扱いの整備を実施したこと、また役員退職慰労引当金の計上が会計慣行として定着してきたことをふまえ、役員の在任期間にわたり費用配分することにより、期間損益の適正化および財務内容の健全化を図るために行ったものであります。

この変更により、当連結会計年度の発生額61百万円は販売費及び一般管理費に計上し、過年度対応額499百万円は特別損失に計上しております。この結果、従来と同一の基準を適用した場合に比べ、営業利益および経常利益はそれぞれ61百万円減少し、税金等調整前当期純利益は561百万円減少しております。

連結貸借対照表に関する注記

- 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- 担保に供している資産

建物及び構築物	768百万円
土地	1,530百万円

連結損益計算書に関する注記

- 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- 1株当たりの当期純利益 69円02銭

税効果会計関係

- 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

たな卸資産	1,271百万円
貸倒引当金損金算入限度超過額	839百万円
賞与引当金損金算入限度超過額	712百万円
退職給付引当金損金算入限度超過額	2,586百万円
繰越欠損金	981百万円
その他	1,948百万円
繰延税金資産小計	8,338百万円
評価性引当額	2,690百万円
繰延税金資産合計	5,648百万円

繰延税金負債

其他有価証券評価差額金	2,806百万円
その他	494百万円
繰延税金負債合計	3,301百万円
差引：繰延税金資産純額	2,346百万円

繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産—繰延税金資産短期	2,581百万円
固定資産—繰延税金資産長期	469百万円
固定負債—繰延税金負債長期	703百万円

- 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	40.5%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.0%
貸倒引当金	1.0%
評価性引当額の増減	21.9%
連結子法人等税率相違	3.2%
持分法による投資利益	0.7%
その他	0.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	15.7%

退職給付関係

1. 採用している退職給付制度の概要

当社および国内連結子法人等は、確定給付型の制度として、規約型企業年金制度、適格退職年金制度および退職一時金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項

(1) 退職給付債務	14,970百万円
(2) 年金資産	7,106百万円
(3) 会計基準変更時差異の未処理額	1,932百万円
(4) 未認識数理計算上の差異	1,074百万円
(5) 未認識過去勤務債務（債務の減額）	1,758百万円
(6) 前払年金費用（減算）	3百万円
(7) 退職給付引当金	6,619百万円

（注） 国内連結子法人等は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

3. 退職給付費用に関する事項

(1) 勤務費用（注）	647百万円
(2) 利息費用	286百万円
(3) 期待運用収益	109百万円
(4) 会計基準変更時差異の費用処理額	126百万円
(5) 数理計算上の差異の費用処理額	295百万円
(6) 過去勤務債務の費用処理額	586百万円
(7) 退職給付費用	659百万円

（注） 簡便法を採用している国内連結子法人等の退職給付費用は、(1)勤務費用に計上しております。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

(1) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(2) 割引率	2.5 %
(3) 期待運用収益率	2.5 %
(4) 過去勤務債務の処理年数	5年
(5) 数理計算上の差異の処理年数	11年
(6) 会計基準変更時差異の処理年数	15年

独立監査人の監査報告書

平成 18 年 5 月 17 日

株式会社 アシックス

取締役会 御中

新日本監査法人

指 定 社 員 公認会計士 清 水 万里夫 印
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 小 西 幹 男 印
業務執行社員

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の2第3項の規定に基づき、株式会社アシックスの平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第52期営業年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表及び連結損益計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社又は連結子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人は、上記の連結計算書類が、法令及び定款に従い株式会社アシックス及びその連結子法人等から成る企業集団の財産及び損益の状態を正しく示しているものと認める。

なお、注記 会計方針の変更に記載のとおり、会社は当営業年度に役員退職慰労金に関する会計方針を、支出時の費用として計上する方法から規程及び基準に基づく要支給額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更したが、この変更は、役員退職慰労金にかかる支給規程および取扱いの整備を実施したこと、また役員退職慰労引当金の計上が会計慣行として定着してきたことをふまえ、役員の在任期間にわたり費用配分することにより、期間損益の適正化および財務内容の健全化を図るためであり、相当と認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第52期営業年度の連結計算書類（連結貸借対照表及び連結損益計算書）に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた当期の監査の方針、監査計画等に従い、連結計算書類について取締役等及び会計監査人から報告及び説明を受け、また、必要に応じて子会社及び連結子会社に対し会計に関する報告を求め、子会社及び連結子会社に赴き、業務及び財産の状況を調査いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 会計監査人新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 子会社及び連結子会社調査の結果、連結計算書類に関し指摘すべき事項は認められません。

平成 18 年 5 月 18 日

株式会社アシックス 監査役会

常勤監査役 森 井 潔 ⑩

常勤監査役 岩 崎 隆 ⑩

監 査 役 米 田 准 三 ⑩

監 査 役 高 橋 靖 夫 ⑩

(注)監査役岩崎隆、米田准三および高橋靖夫は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

貸借対照表 (平成18年3月31日現在)

(単位: 百万円)

科 目	金 額		科 目	金 額	
(資産の部)			(負債の部)		
流動資産			流動負債		
1.現金及び預金		4,746	1.支払手形		752
2.受取手形		5,435	2.買掛金		9,089
3.売掛金		21,912	3.短期借入金		700
4.有価証券		643	4.1年以内に返済の長期借入金		1,721
5.製品及び商材		9,801	5.1年以内に償還の社債		2,000
6.原材料		134	6.未払金		2,787
7.仕掛品		6	7.未払費用		2,949
8.貯蔵品		10	8.未払法人税等		50
9.前渡金		46	9.未払消費税		103
10.前払費用		235	10.預り金		1,600
11.繰延税金資産		929	11.返品調整引当金		576
12.関係会社短期貸付金		7,005	12.賞与引当金		813
13.未収入金		1,029	13.設備関係支払手形		86
14.その他の貸倒引当金		728	14.その他の流動負債合計		386
流動資産合計		2,344			23,616
固定資産		50,321	固定負債		
1.有形固定資産			1.社債		3,200
(1)建物	16,873		2.長期借入金		3,638
減価償却累計額	11,806	5,066	3.繰延税金負債		521
(2)構築物	719		4.退職給付引当金		5,375
減価償却累計額	603	116	5.役員退職慰労引当金		457
(3)機械及び装置	975		6.投資損失引当金		169
減価償却累計額	857	118	7.デリバティブ債務		396
(4)工具、器具及び備品	4,645		固定負債合計		13,757
減価償却累計額	4,228	416	負債合計		37,374
(5)土地		5,637			
有形固定資産合計		11,355	(資本の部)		
2.無形固定資産			資本金		23,972
(1)借地権		25	資本剰余金		
(2)商標権		6	1.資本準備金	6,000	
(3)ソフトウェア		478	2.その他資本剰余金		
(4)その他の無形固定資産合計		506	(1)資本準備金減少差益	11,182	
3.投資その他の資産		1,016	資本剰余金合計		17,182
(1)投資有価証券		11,550	利益剰余金		
(2)関係会社株式		8,674	1.任意積立金		
(3)出資金		31	(1)別途積立金	2,000	
(4)関係会社出資金		3,914	2.当期末処分利益	7,463	
(5)長期貸付金		250	利益剰余金合計		9,463
(6)従業員長期貸付金		319	その他有価証券評価差額金		4,088
(7)破産債権等		753	自己株式		353
(8)長期前払費用		169	資本合計		54,353
(9)長期性預金		2,734			
(10)保証金		898	負債資本合計		91,727
(11)繰延ヘッジ損失		181			
(12)その他の貸倒引当金		604			
投資その他の資産合計		1,050			
固定資産合計		29,034			
資産合計		41,405			
		91,727			

添付書類(7)

損益計算書(平成17年4月1日から
平成18年3月31日まで)

(単位:百万円)

科 目	金	額
売 上 高		71,904
売 上 原 価		42,863
返品調整引当金戻入差額		
返品調整引当金戻入額	631	
返品調整引当金繰入額	576	55
売 上 総 利 益		29,096
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		25,161
営 業 利 益		3,934
営 業 外 収 益		
1.受 取 利 息	106	
2.受 取 配 当 金	921	
3.受 取 賃 貸 料	90	
4.為 替 差 益 他	120	
5.そ の 他	150	1,390
営 業 外 費 用		
1.支 払 利 息	76	
2.社 債 利 息	119	
3.そ の 他	80	277
経 常 利 益		5,048
特 別 利 益		
1.固 定 資 産 売 却 益	80	
2.投 資 有 価 証 券 売 却 益	422	
3.債 務 保 証 損 失 引 当 金 戻 入 額	45	549
特 別 損 失		
1.固 定 資 産 売 却 損	10	
2.固 定 資 産 除 却 損	29	
3.役 員 退 職 慰 労 引 当 金 繰 入 額	419	
4.投 資 損 失 引 当 金 繰 入 額	169	
5.子 会 社 清 算 損	26	655
税 引 前 当 期 純 利 益		4,942
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	708	
法 人 税 等 調 整 額	1,109	400
当 期 純 利 益		5,343
前 期 繰 越 利 益		2,120
当 期 未 処 分 利 益		7,463

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準および評価方法
 - 子会社株式および関連会社株式 移動平均法による原価法
 - その他有価証券
時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
移動平均法による原価法、ただし、債券については償却原価法
 - 時価のないもの 時価法
2. デリバティブの評価基準および評価方法 時価法
3. たな卸資産の評価基準および評価方法 製品及び商品、原材料、仕掛品、貯蔵品 先入先出法による原価法
4. 固定資産の減価償却の方法
 - 有形固定資産 定率法
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法
 - 無形固定資産 定額法
自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
5. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 返品調整引当金
製品および商品の返品による損失に備えるため、過去における返品実績を基準として計上しております。
 - (3) 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき当期負担額を計上しております。
 - (4) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。
なお、会計基準変更時差異については、15年による按分額を費用処理しております。
過去勤務債務につきましては、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用の減額処理をしております。
また、数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理することとしております。
 - (5) 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金支給に備えるため、取締役退職慰労金支給規程および監査役退職慰労金支給基準に基づく要支給額を計上しております。なお、当該引当金は商法施行規則第43条の引当金であります。
 - (6) 投資損失引当金
関係会社への投資にかかる損失に備えるため、当該会社の財政状態および回収可能性を勘案して必要額を計上しております。
6. リース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引につきましては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
7. ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等につきましては、振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を行っております。また、特例処理の要件を満たす金利スワップ取引等につきましては、特例処理を採用しております。
8. 消費税等の会計処理
税抜方式によっております。

会計方針の変更

役員退職慰労引当金

役員退職慰労金は、従来支出時の費用として計上しておりましたが、当期より規程および基準に基づく要支給額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更いたしました。

この変更は、当期において、当社グループにおける役員退職慰労金にかかる支給規程および取扱いの整備を実施したこと、また役員退職慰労引当金の計上が会計慣行として定着してきたことをふまえ、役員の内任期間にわたり費用配分することにより、期間損益の適正化および財務内容の健全化を図るために行ったものであります。

この変更により、当期の発生額38百万円は販売費及び一般管理費に計上し、過年度対応額419百万円は特別損失に計上しております。この結果、従来と同一の基準を適用した場合に比べ、営業利益および経常利益はそれぞれ38百万円減少し、税引前当期純利益は457百万円減少しております。

貸借対照表に関する注記

1. 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 関係会社に対する金銭債権債務
短期金銭債権 19,528百万円
短期金銭債務 10,362百万円
3. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機器の一部についてリース契約により使用しております。
4. 担保に供している資産
建物 757百万円
構築物 11百万円
土地 1,530百万円
5. 保証債務 6,065百万円
6. 商法施行規則第124条第3号に規定する配当可能利益の計算上純資産から控除される評価差額は4,080百万円であります。

損益計算書に関する注記

1. 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 関係会社との取引
売上高 27,192百万円
仕入高 21,771百万円
その他の営業取引高 3,575百万円
営業取引以外の取引高 1,993百万円
3. 1株当たりの当期純利益 26円57銭

税効果会計関係

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生主な原因別の内訳

繰延税金資産

関係会社株式評価損失	2,327百万円
関係会社出資金評価損失	1,944百万円
貸倒引当金損金算入限度超過額	1,143百万円
退職給付引当金損金算入限度超過額	2,177百万円
その他	1,672百万円
繰延税金資産小計	9,264百万円
評価性引当額	6,074百万円
繰延税金資産合計	3,190百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	2,782百万円
繰延税金負債合計	2,782百万円
差引：繰延税金資産純額	407百万円

繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産—繰延税金資産	929百万円
固定負債—繰延税金負債	521百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	40.5%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.6%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	1.3%
外国税額控除額	3.3%
評価性引当額の見直しによる繰延税金資産の計上	13.2%
過年度評価性引当額のうち当期損金認容額	31.0%
その他	3.4%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	8.1%

利益処分案

(単位：円)

科 目	金 額	
当 期 未 処 分 利 益	7,463,694,265	7,463,694,265
これを次のとおり処分します		
利 益 配 当 金 (1 株 に つ き 6 円)	1,194,922,152	
役 員 賞 与 金 (つ ち 監 査 役 賞 与 金)	49,400,000 (5,200,000)	
別 途 積 立 金	3,000,000,000	4,244,322,152
次 期 繰 越 利 益		3,219,372,113

(注) 利益配当金は、自己株式809,299株を除いて算出しております。

独立監査人の監査報告書

平成 18 年 5 月 17 日

株式会社 アシックス

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 公認会計士 清水 万里夫 (印)
業務執行社員

指定社員 公認会計士 小西 幹男 (印)
業務執行社員

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条第1項の規定に基づき、株式会社アシックスの平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第52期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び利益処分案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。

注記 会計方針の変更に記載のとおり、会社は当営業年度に役員退職慰労金に関する会計方針を、支出時の費用として計上する方法から規程及び基準に基づく要支給額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更したが、この変更は、役員退職慰労金にかかる支給規程および取扱いの整備を実施したこと、また役員退職慰労引当金の計上が会計規程として定着してきたことをふまえ、役員の在任期間にわたり費用配分することにより、期間損益の適正化および財務内容の健全化を図るためであり、相当と認める。

- (2) 営業報告書（会計に関する部分に限る。）は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。

- (3) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。

- (4) 附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、商法の規定により指摘すべき事項はない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第52期営業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役、内部監査部門等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査し、子会社に対しても営業の報告を求め、必要に応じて重要な子会社へ赴き、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、会計監査人から報告及び説明を受け、計算書類及び附属明細書につき検討を加えました。

取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等に関しては、上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役等に対し報告を求め、詳細に調査いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 会計監査人新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 営業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 利益処分に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (5) 取締役の職務遂行に関しては、子会社に関する職務も含め、不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。

なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等についても取締役の義務違反は認められません。

平成 18 年 5 月 18 日

株式会社アシックス 監査役会

常勤監査役 森 井 潔 (印)

常勤監査役 岩 崎 隆 (印)

監 査 役 米 田 准 三 (印)

監 査 役 高 橋 靖 夫 (印)

(注)監査役岩崎隆、米田准三および高橋靖夫は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役ではありません。

議決権の行使についての参考書類

1. 総株主の議決権の数

197,457個

2. 議案および参考事項

第1号議案 第52期利益処分案承認の件

議案の内容は、添付書類(8)(27頁)に記載のとおりであります。

当社は、株主に対する利益還元を経営上の最重要課題のひとつとして認識し、配当につきましては、収益状況に応じて行うことを基本としつつ、安定的配当、企業体質の強化と今後の事業展開等も勘案して実施することを基本方針としております。

当期の利益配当金につきましては、2円50銭増配し1株につき6円とさせていただきますと存じます。

なお、役員賞与金につきましては、当期の業績等を勘案し、取締役10名に対し4,420万円、監査役4名に対し520万円とさせていただきますと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

議案の要領と変更の理由

平成18年5月1日に『「会社法」(平成17年法律第86号)および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)』が施行されたことに伴い、以下のとおり変更するものであります。

- (1) 変更案 第9条(単元未満株式についての権利): 単元未満株式について行使することができる権利を定めるものであります。
- (2) 変更案 第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供): 株主総会の招集に際し、株主のみなさまの利便性を高めるために、インターネットを利用した方法による株主総会参考書類等の開示を可能とするものであります。
- (3) 変更案 第17条(議決権の代理行使): 円滑に総会を運営するために、代理人の数に制限を設けるものであります。
- (4) 変更案 第25条(取締役会の決議の省略): 取締役会をより機動的・効率的に運営するため、「会社法」第370条に定めるいわゆる取締役会の書面決議を可能とするものであります。
- (5) 変更案 第37条(監査役責任免除): 優秀な人材の招聘を容易にするため、社外監査役との間に責任限定契約を締結することを可能とするものであります。
- (6) 変更案 第38条(会計監査人の設置)～第41条(会計監査人の報酬等): 会社法等の施行の際、当社の定款には会計監査人を置く旨の定めがあるとみなされることとなるため、会計監査人の章を新設するものであります。

(7) 変更案 第43条（剰余金の配当等の決定機関）：機動的な資本政策および配当政策を図るため、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことを可能とするものであります。

(8) その他、みなし規定の内容、条項等の所要の変更を行うものであります。

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則 (商 号) 第1条 当社は、株式会社アシックスと称し、英文では<u>ASICS CORPORATION</u>と表示する。 (目 的) 第2条 当社は、<u>つぎ</u>の事業を営むことを目的とする。 (1) 各種スポーツ用品および各種レジャー用品の製造および販売 (2) 各種繊維用品の製造および販売ならびに受託製編加工 (3) 不動産の管理保全および賃貸 (4) 会社運営上必要な事業への投資もしくは債務の保証またはその事業を目的とする会社の発起人となること (5) スポーツ施設およびレジャー施設の設置および運営 (6) 前各号に付帯する一切の事業 (本店の所在地) 第3条 当社は、本店を神戸市に置く。 (公告の方法) 第4条 当社の公告は、大阪市において発行する日本経済新聞に掲載する。 第2章 株 式 (会社が発行する株式の総数) 第5条 当<u>社</u>が<u>発行する株式の総数</u>は、7億9,000万株とする。<u>ただし、株式の消却が行なわれた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</u> (新 設)	第1章 総 則 (商 号) 第1条 当社は、株式会社アシックスと称し、英文では<u>ASICS Corporation</u>と表示する。 (目 的) 第2条 当社は、<u>次</u>の事業を営むことを目的とする。 (現行どおり) (本店の所在地) (現行どおり) (公告方法) 第4条 当社の公告は、大阪市において発行する日本経済新聞に掲載する<u>方法により行う。</u> 第2章 株 式 (発行可能株式総数) 第5条 当社の<u>発行可能株式総数</u>は、7億9,000万株とする。 (株券の発行) 第6条 当社は、株式に係る株券を発行する。

現 行 定 款	変 更 案
(自己株式の取得) 第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。</u> (1単元の株式の数および単元未満株券の不発行) 第7条 当社の<u>1単元の株式の数</u>は、1,000株とする。 当社は、<u>1単元の数に満たない株式（以下「単元未満株式」という。）に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについては、この限りではない。</u> (新 設) (株券の種類) 第8条 当社の株券の種類は、<u>取締役会において定める株式取扱規程による。</u> (新 設) (株式の取扱いおよび手数料) 第9条 <u>株式の名義書換、実質株主名簿および株券喪失登録簿への記載または記録、質権の登録および信託財産の表示またはこれらの抹消、株券不所持の申し出、株券の再発行、単元未満株式の買取りその他株式に関する取扱いならびに手数料については、取締役会において定める株式取扱規程による。</u>	(自己の株式取得) 第7条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u> (単元株式数および単元未満株券の不発行) 第8条 当社の<u>単元株式数</u>は、1,000株とする。 当社は、<u>単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u> (単元未満株式についての権利) 第9条 当社の株主（<u>実質株主を含む。以下同じ。</u>）は、<u>その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u> (1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> (2) <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> (3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u> (削 除) (基準日) 第10条 当社は、<u>毎年3月31日の最終の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u> <u>前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</u> (削 除)

現 行 定 款	変 更 案
(名義書換代理人) 第10条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人をおく。</u> <u>名義書換代理人およびその事務取扱場所</u> <u>は、取締役会の決議により選定し、これを</u> <u>公告する。</u> <u>当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。</u> <u>以下同じ。）および株券喪失登録簿は、名義</u> <u>書換代理人の事務取扱場所に備えおき、株</u> <u>式の名義書換、実質株主名簿および株券喪</u> <u>失登録簿への記載または記録、質権の登録</u> <u>および信託財産の表示ならびにこれらの抹</u> <u>消、株券の不所持の申し出、単元未満株式</u> <u>の買取り、株式に関する諸届の受理、株券</u> <u>の交付その他株式に関する事務は、名義書</u> <u>換代理人に取り扱わせ、当社においては</u> <u>これを取り扱わない。</u> (基準日) 第11条 当社は、<u>毎決算期現在の株主名簿に記載</u> <u>または記録された株主（実質株主を含む。</u> <u>以下同じ。）をもって、その決算期に関する</u> <u>定時株主総会において権利を行使すべき株</u> <u>主とする。</u> <u>前項のほか、必要がある場合は、あらかじめ</u> <u>公告して基準日を設けることができる。</u> (新 設) 第 3 章 株主総会 (招 集) 第12条 <u>定時株主総会は、毎決算期の翌日から3か</u> <u>月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に</u> <u>応じて招集する。</u> <u>株主総会は、取締役会の決議にもとづき、</u> <u>取締役社長が招集し、取締役社長に事故が</u> <u>あるときは、あらかじめ取締役会の決議に</u> <u>より定めた順序により他の取締役が招集す</u> <u>る。</u> (議 長) 第13条 <u>株主総会の議長は、取締役社長がこれにあ</u> <u>たる。</u>	(株主名簿管理人) 第11条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u> <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所</u> <u>は、取締役会の決議によって定め、これを</u> <u>公告する。</u> <u>当社の株主名簿、新株予約権原簿および</u> <u>株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその</u> <u>他の株主名簿、新株予約権原簿および株券</u> <u>喪失登録簿に関する事務は、これを株主名</u> <u>簿管理人に委託し、当社においては取り</u> <u>扱わない。</u> (削 除) (株式取扱規程) 第12条 <u>当社の株券の種類ならびに株式の名義書</u> <u>換、単元未満株式の買取り、その他株式に</u> <u>関する取扱いおよび手数料は、法令または</u> <u>本定款のほか、取締役会において定める株</u> <u>式取扱規程による。</u> 第 3 章 株主総会 (招 集) 第13条 <u>定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時</u> <u>株主総会は、必要に応じて招集する。</u> (削 除) (招集権者および議長) 第14条 <u>株主総会は、取締役社長がこれを招集し、</u> <u>議長となる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議により定めた順序により他の取締役がこれにあたる。 (新 設) (決議の方法) 第14条 株主総会の決議は、法令またはこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行なう。 商法第343条に定める株主総会の決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行なう。</u> (議決権の代理行使) 第15条 株主が代理人をもってその議決権を行使するときは、その代理人は当会社の議決権を有する株主に限る。 (新 設) 第4章 取締役および取締役会 (新 設) (第18条から移設) (取締役の選任) 第16条 取締役は、株主総会において選任するものとし、その選任の決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。</u> (新 設)	(現行どおり) (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u> (決議の方法) 第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 会社法第309条第2項に定める決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u> (議決権の代理行使) 第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。 株主または代理人は、<u>株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</u> 第4章 取締役および取締役会 (取締役会の設置) 第18条 当会社は、取締役会を置く。 (取締役の員数) 第19条 取締役の員数は、12名以内とする。 (取締役の選任) 第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>

現 行 定 款	変 更 案
— <u>取締役の選任については、累積投票によらない。</u> (取締役の任期) 第17条 <u>取締役の任期は、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u> (取締役の員数) 第18条 <u>取締役の員数は、12名以内とする。</u> (代表取締役および役付取締役) 第19条 <u>取締役会は、その決議をもって会社を代表すべき取締役若干名を選任する。そのうち1名を社長とする。</u> <u>必要があるときは、取締役会の決議をもって取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名をおくことができる。</u> (取締役会の招集権者および議長) 第20条 <u>取締役会は、取締役会の定めるところにより取締役会長または取締役社長が招集し、その議長となる。取締役会長および取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めるところにより他の取締役がこれにあたる。</u> (新 設) (取締役会の招集通知) 第21条 <u>取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の3日前にこれを発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> (新 設) (新 設)	— <u>取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</u> (取締役の任期) 第21条 <u>取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> (削 除) (第19条に移設) (代表取締役および役付取締役) 第22条 <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u> <u>取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u> (取締役会の招集権者および議長) 第23条 <u>取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の定めるところにより取締役会長または取締役社長が招集し、その議長となる。</u> <u>取締役会長および取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めるところにより他の取締役がこれにあたる。</u> (取締役会の招集通知) 第24条 <u>取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u> (取締役会の決議の省略) 第25条 <u>当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(取締役会規程) 第22条 取締役会に関する事項については、法令およびこの定款に定めのあるもののほかは、取締役会において定める取締役会規程による。 (取締役の報酬等) 第23条 取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。 (取締役の責任免除) 第24条 当社は、<u>商法第266条第12項の規定により、取締役会の決議をもって、同条第1項第5号の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u> 当社は、<u>商法第266条第19項の規定により、社外取締役との間で、同条第1項第5号の行為による賠償責任に関し、同条第19項各号に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。</u> 第5章 監査役および監査役会 (新 設) (第27条から移設) (監査役の選任) 第25条 監査役は、株主総会において選任するものとし、その選任の決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。</u> (新 設) (監査役の任期) 第26条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。	(取締役会規程) 第26条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。 (取締役の報酬等) 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。 (取締役の責任免除) 第28条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u> 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、同法第423条第1項の賠償責任に関し、同法第425条第1項に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。</u> 第5章 監査役および監査役会 (監査役および監査役会の設置) 第29条 当社は、監査役および監査役会を置く。 (監査役の員数) 第30条 監査役の員数は、<u>4名以内とする。</u> (監査役の選任) 第31条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> (監査役の任期) 第32条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

現 行 定 款	変 更 案
(監査役の員数) <u>第27条 監査役の員数は、4名以内とする。</u> (常勤監査役および常任監査役) <u>第28条 監査役の互選により常勤の監査役を定める。</u> <u>監査役の互選により別に常任監査役をおくことができる。</u> (監査役会の招集通知) <u>第29条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して</u> <u>会日の3日前にこれを発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> (新 設) (監査役会規程) <u>第30条 監査役会に関する事項については、法令およびこの定款に定めのあるもののほかは、</u> <u>監査役会において定める監査役会規程による。</u> (監査役の報酬等) <u>第31条 監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。</u> (監査役の責任免除) <u>第32条 当社は、商法第280条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u> (新 設) (新 設) (新 設) (新 設)	(第30条に移設) (常勤の監査役) <u>第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u> (削 除) (監査役会の招集通知) <u>第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u> (監査役会規程) <u>第35条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u> (監査役の報酬等) <u>第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u> (監査役の責任免除) <u>第37条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u> <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、同法第423条第1項の賠償責任に関し、同法第425条第1項に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。</u> 第6章 会計監査人 (会計監査人の設置) <u>第38条 当社は、会計監査人を置く。</u> (会計監査人の選任) <u>第39条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設) (新 設) 第 6 章 計 算 (営業年度および決算期) 第33条 当会社の営業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月31日までとし、<u>営業年度の末日を決算期</u>とする。 (新 設) (利益配当金) 第34条 <u>利益配当金は、毎決算期現在の株主名簿に記載または記録されている株主または質権者に対し、これを支払う。</u> — 利益配当金が支払提供の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。 — 未払の<u>利益配当金</u>には、利息をつけない。	(会計監査人の任期) 第40条 <u>会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u> (会計監査人の報酬等) 第41条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u> 第 7 章 計 算 (事業年度) 第42条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月31日までとする。 (剰余金の配当等の決定機関) 第43条 <u>当会社は、取締役会の決議によって、会社法第459条第 1 項各号に掲げる事項を定めることができる。</u> (剰余金の配当の基準日) 第44条 <u>剰余金の配当は、毎年 3 月31日現在の株主名簿に記載または記録されている株主または登録株式質権者に対して行う。</u> (配当金の除斥期間) 第45条 <u>配当金は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</u> — 未払の<u>配当金</u>には、利息をつけない。

第3号議案 取締役10名選任の件

取締役全員（10名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

氏 生 年 月 日	略歴および他の会社の代表状況	当社株式の 所 有 数	当社との特別 の 利 害 関 係
1 鬼 塚 喜八郎 大正7年5月29日	昭和24年3月 鬼塚商会創業 昭和24年9月 鬼塚株式会社（のちにオニツカ株式会社と合併）設立、代表取締役社長 〔オニツカ株式会社は、昭和52年7月株式会社ジィティオおよびジェレンク株式会社と合併して株式会社アシックスに商号変更〕 平成4年4月 当社代表取締役会長 平成7年4月 当社取締役会長、現在に至る 他の会社の代表状況 山陰アシックス工業株式会社代表取締役	1,340,679株	な し
2 和 田 清 美 昭和17年12月1日	昭和36年3月 オニツカ株式会社（現株式会社アシックス）入社 平成5年4月 当社取締役・大阪支社長兼アスレチック販売統括部長 平成13年4月 当社代表取締役社長、現在に至る	62,782株	な し
3 爲 定 涼 次 昭和20年1月8日	昭和42年2月 株式会社ジィティ（のちに株式会社ジィティオに商号変更、現株式会社アシックス）入社 平成13年6月 当社取締役・管理統括本部副本部長兼経理部長 平成16年4月 当社常務取締役・管理統括部長、現在に至る 他の会社の代表状況 アシックスキャピタル株式会社代表取締役	38,531株	な し
4 岡 田 充 弘 昭和19年2月19日	昭和37年3月 株式会社寺西源三商店（のちに株式会社ジィティオに商号変更、現株式会社アシックス）入社 平成13年6月 当社取締役・フットウエア営業本部長兼アスレチックシューズ事業統括部長 平成16年4月 当社常務取締役・フットウエア事業部長、現在に至る 他の会社の代表状況 山陰アシックス工業株式会社代表取締役 アシックス物流株式会社代表取締役	80,373株	後記(注)

氏 名 生 年 月 日	略歴および他の会社の代表状況	当社株式の 所 有 数	当社との特別 の 利 害 関 係
5 清 水 裕 一 郎 昭和20年 8 月 4 日	昭和43年 4 月 オニツカ株式会社（現株式会社 アシックス）入社 平成13年 6 月 当社取締役・大阪支社長 平成17年 6 月 当社常務取締役・国内営業・ベ ースボール部門担当 平成18年 4 月 当社常務取締役・国内営業・ベ ースボール部門・お客様相談室 担当、現在に至る	25,351株	な し
6 織 田 信 雄 昭和23年 5 月25日	昭和42年 3 月 オニツカ株式会社（現株式会社 アシックス）入社 平成13年 6 月 当社取締役・スポーツ営業本部 長兼スポーツウエア事業統括部 長 平成14年 4 月 当社取締役・スポーツアパレル 事業部長、現在に至る 他の会社の代表状況 アシックスアパレル工業株式会社代表取締役 福井アシックス工業株式会社代表取締役 江蘇愛世克私有限公司代表取締役	19,471株	な し
7 千 原 芳 雄 昭和23年 5 月17日	昭和46年 4 月 オニツカ株式会社（現株式会社 アシックス）入社 平成13年 6 月 当社取締役・レジャースポーツ 営業本部長 平成16年10月 当社取締役・東日本販売部門担 当兼東京支社長兼ナショナルチ ェーン営業統括部担当、現在に 至る	36,000株	な し
8 池 崎 俊 郎 昭和24年 1 月11日	昭和46年 4 月 オニツカ株式会社（現株式会社 アシックス）入社 平成16年 6 月 当社取締役・アシックス中部販 売株式会社代表取締役社長 平成16年10月 当社取締役・西日本販売部門担 当兼大阪支社長、現在に至る 他の会社の代表状況 株式会社アシックススポーツピーニング代表 取締役	21,686株	な し

氏 名 生 年 月 日	略歴および他の会社の代表状況	当社株式の 所 有 数	当社との特別 の 利 害 関 係
9 尾 山 基 昭和26年2月2日	昭和57年1月 当社入社 平成16年6月 当社取締役・マーケティング統 括部長 平成17年4月 当社取締役・海外担当兼マーケ ティング統括部長兼マーケティ ング部長、現在に至る 他の会社の代表状況 アシックスヨーロッパB.V.代表取締役 愛世克私香港有限公司代表取締役 愛世克私（上海）商貿有限公司代表取締役 台灣亞瑟士運動用品股份有限公司代表取締役	17,546株	な し
10 河 合 茂 之 昭和27年1月5日	昭和49年4月 ジェレンク株式会社（現株式会 社アシックス）入社 平成元年4月 当社管理統括経理本部資金部資 金課長 平成14年4月 当社内部監査室長 平成16年10月 当社エクイップメント事業部マ ーケティング部長 平成17年4月 当社エクイップメント事業部事 業企画推進部長 平成17年10月 当社管理統括部経理部長、現在 に至る	8,000株	な し

(注) アシックス物流株式会社は、当社が80%出資しており、当社は同社と当社のスポーツ用品等の商品管理および配送業務の委託等の取引関係があります。

第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって任期満了により退任されます取締役 林哲郎氏に対し、在任中の職務執行の労に報いるため、当社における一定の基準に従い、退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期および方法等は、取締役会にご一任をお願いいたしたいと存じます。

退任取締役 林哲郎氏の略歴は次のとおりであります。

氏 名	略 歴
林 哲 郎	平成5年4月 当社取締役 平成11年6月 当社常務取締役 平成13年4月 当社代表取締役専務取締役、現在に至る

第5号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

当社は、本総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止することを平成18年5月19日開催の取締役会において決議いたしました。

これに伴い、第3号議案が承認された場合、引き続き在任する取締役（9名）および監査役（4名）に対し、当社における一定の基準に従い、退職慰労金を打ち切り支給することとし、その支給時期につきましては、各氏の退任時といたしたいと存じます。

なお、その具体的金額および方法等は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にご一任をお願いいたしますと存じます。

対象となる取締役および監査役の略歴は次のとおりであります。

氏 名	略 歴
鬼 塚 喜八郎	昭和24年9月 鬼塚株式会社代表取締役社長 平成4年4月 当社代表取締役会長 平成7年4月 当社取締役会長、現在に至る
和 田 清 美	平成5年4月 当社取締役 平成13年4月 当社代表取締役社長、現在に至る
爲 定 涼 次	平成13年6月 当社取締役 平成16年4月 当社常務取締役、現在に至る
岡 田 充 弘	平成13年6月 当社取締役 平成16年4月 当社常務取締役、現在に至る
清 水 裕一郎	平成13年6月 当社取締役 平成17年6月 当社常務取締役、現在に至る
織 田 信 雄	平成13年6月 当社取締役、現在に至る
千 原 芳 雄	平成13年6月 当社取締役、現在に至る
池 崎 俊 郎	平成16年6月 当社取締役、現在に至る
尾 山 基	平成16年6月 当社取締役、現在に至る
森 井 潔	平成13年6月 当社監査役、現在に至る
岩 崎 隆	平成12年6月 当社監査役、現在に至る
米 田 准 三	平成5年4月 当社監査役、現在に至る
高 橋 靖 夫	平成13年6月 当社監査役、現在に至る

第6号議案 取締役および監査役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、昭和59年4月18日開催の第29回定時株主総会において「月額2,500万円以内」、監査役の報酬額は、平成5年4月19日開催の第38回定時株主総会において「月額400万円以内」としてそれぞれご承認いただき、現在に至っておりますが、今般の退職慰労金制度の廃止、役員報酬制度の見直しおよびその他諸般の事情を考慮いたしまして、取締役の報酬額を「年額4億5,000万円以内」、監査役の報酬額を「年額8,000万円以内」にそれぞれ改定させていただきたいと存じます。

なお、取締役の員数は、第3号議案が承認された場合10名、監査役の員数は4名であります。

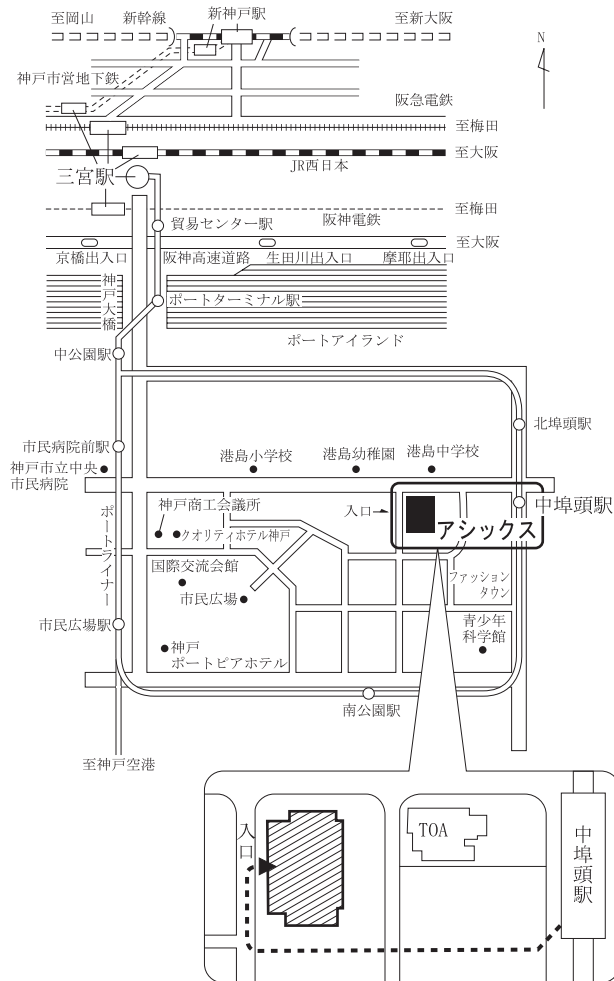
以 上

第52回 定時株主総会 会場ご案内

会場：株式会社アシックス本社 1階会議室

神戸市中央区港島中町7丁目1番1

電話 (078)303 - 2231



道順

- 新幹線「新神戸駅」から「三宮駅」まで神戸市営地下鉄で約5分。
新交通ポートアイランド線（ポートライナー）「三宮駅」から北埠頭方面行で「中埠頭駅」まで約15分、「中埠頭駅」から徒歩約5分。
(神戸空港開港に伴い北埠頭方面行と神戸空港方面行がありますのでご注意ください。)